

はしがき

この本は、債権法改正に対応している。

2009年10月28日法制審議会総会にて、「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要がある」(諮問第88号)とされ、同年11月24日から法制審議会民法(債権関係)部会にて、民法(債権関係)の見直しの審議が始まった。審議が終わり、2015年3月31日、「民法の一部を改正する法律案」として国会に提出された。2017年5月26日、「民法の一部を改正する法律」が成立し(同年6月2日公布)、一部の規定を除き、2020年4月1日から施行される。

債権法改正の第1のポイントは、判例の成文化である。たとえば、改正前民法557条は、売主は手付の倍額を償還して売買契約を解除することができる、と定めていたが、償還とはどういう意味かが明らかではなかった。判例は、現実の提供を償還としている。また、改正前民法588条は、「消費貸借によらないで」と定めていたが、判例は、消費貸借により「金銭その他の物を給付する」債務が存在する場合に当事者の意思表示によって新たな消費貸借とすることを認めている。このように、条文だけではわからない判例法が多くあった。このような判例を成文化することにより、国民一般にわかりやすいものとなる。今回の改正の多くは、このような判例の成文化である。

債権法改正の第2のポイントは、原則の成文化である。たとえば、契約を締結するかどうかは自由であるのが原則である。しかし、このような原則は、改正前は明文で定められていなかった。改正法は、このような原則を成文化することにより、国民一般にわかりやすいものとなった。

債権法改正の第3のポイントは、新しい規律を設けることである。民法制定以来の社会・経済の変化への対応を図るため、文字どおり新しく規律されたもの、たとえば、定型約款がある(548条の2から548条の4まで)。

法律文化社の秋山泰氏及び野田三納子氏のお世話になった。執筆者4人を代表してお礼を申し上げる。

2018年1月20日

執筆者を代表して
青野博之